

▲ 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に関する業務方法書

(平成16年4月1日 制定)

改正 平成18年 4月25日

改正 平成19年 5月28日

改正 平成20年12月22日

改正 平成24年 1月31日

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成27年 5月21日

改正 平成28年 9月 2日

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 債務保証（第4条－第7条）

第3章 出資（第8条－第12条）

第4章 利子補給（第13条－第15条）

第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第16条－第29条）

第6章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）において第1号及び第2号に掲げる業務が行われる場合の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）第14条第2項第4号に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）第6条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する業務並びにこれらに附帯する

業務に限る。)

- (2) 機構法附則第9条第2項に規定する業務(通信・放送開発法附則第5条第1項第1号に規定する業務及びこれに附帯する業務に限る。)

(業務運営の基本方針)

第2条 研究機構は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、関係機関と緊密な連携のもとに、公正かつ効率的な運営に努めるものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書で使用する用語は、通則法、機構法及び通信・放送開発法並びにこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

第2章 債務保証

(債務保証の対象)

第4条 研究機構は、認定計画に係る次の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務で、信用保証協会等の保証を受けることが困難なものを保証する。

- (1) 通信・放送新規事業
- (2) 新技術開発施設供用事業
- (3) 地域特定電気通信設備供用事業

2 前項第1号の債務保証は、一事業当たり1回に限るものとする。

(保証の金額の合計額の最高限度)

第5条 研究機構は、信用基金の6倍に相当する金額に達するまで保証することができる。

(債務保証の範囲)

第6条 研究機構は、社債及び借入の元本並びに利息並びに損害金の合計額の80%を限度(以下「保証割合」という。)として保証する。ただし、新株予約権付社債については、社債の元本に係る債務の額の70%に相当する額を限度とする。

(債務保証料の徴求)

第7条 研究機構は、社債又は借入の元本の残高に対して、保証割合及び別に定める保証料率を乗じて計算した債務保証料を徴求するものとする。

第3章 出資

(出資の対象等)

第8条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号（通信・放送開発法第6条第1項第2号の業務に限る。）の規定に基づき、認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行う。ただし、沖縄振興開発金融公庫が出資を行うことができると認められるときは、出資を行わないものとする。

（出資の限度等）

第9条 研究機構の出資は、民法第667条に基づき、認定会社が通信・放送新規事業の実施に必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式等（新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うため設立される組合に対して行う。ただし、出資の額については、一組合当たり10億円、かつ、当該組合財産の4分の1を限度とする。

（出資の方法）

第10条 研究機構の出資は、持分を取得する方法による。

（既往の出資の管理）

第11条 研究機構は、出資により通信・放送機構が取得した株式について、次条の規定により当該株式を処分するまでの間、管理するものとする。

（持分等の処分）

第12条 研究機構は、出資により取得した持分又は株式がその取得価格以上の適正な価格で処分し得るようになった場合若しくはその当該持分又は株式を処分することが適当であると認められる場合には、その全部又は一部を処分することができる。

第4章 利子補給

（利子補給の対象）

第13条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号（通信・放送開発法第6条第1項第4号の業務に限る。）の規定に基づき、通信・放送開発法第6条第1項第4号の規定により総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関（以下「受給機関」という。）が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けにつき、当該受給機関に対して利子補給金を支給する。

（利子補給金の額）

第14条 利子補給金の額は、受給機関の当該貸付けの元本残高に年0.5%を乗じて算出した額を上限とする。

（利子の補給期間）

第15条 研究機構の利子の補給期間は、5年以内とする。

第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第16条 研究機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人に関する基本的事項）

第17条 研究機構は、法人の基本理念を策定するものとする。

2 研究機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動の指針となる規範を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の方掌に関する事項）

第18条 研究機構は、役員会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- （1） 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- （2） 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- （3） 役員の方掌明示による責任の明確化
- （4） 全体の情報共有及び意思疎通等を図る会議の開催

（中長期計画等の策定及び評価に関する事項）

第19条 研究機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する体制を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- （1） 中長期計画等の策定
- （2） 中長期計画等の進捗管理
- （3） 中長期計画等に基づき実施する業務の評価
- （4） 評価活動の適切な運営
 - ア 手順に沿った評価活動の確保
 - イ 統括部門による業務の評価
- （5） 自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の作成及び公表

（内部統制の推進に関する事項）

第20条 研究機構は、内部統制の推進に関する規程を整備し、以下の事項に取り組む

ものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制の推進に関する委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員に対する報告
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告等
- (6) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (7) 内部統制を担当する役員等に対する職員からの提言等の機会の確保
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等
(リスク評価と対応に関する事項)

第21条 研究機構は、リスク管理委員会に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 業務部門ごとの業務の認識
- (2) 業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価及び対応の検討
- (4) リスク顕在時における広報体制（専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (5) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
(情報化推進に関する事項)

第22条 研究機構は、情報化推進に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項

ア 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

イ 情報を利用可能な形式に整えて活用するための以下の事項

- 1 法人が保有する情報の所在情報の明示
- 2 情報へのアクセス権の設定
- 3 情報を汎用アプリケーションで利用可能とする措置

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第23条 研究機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

（1） 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止

（2） 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事監査に関する事項）

第24条 研究機構は、監事が定める監事監査に関する要綱等又は関連する規程等に基づき、以下の事項に取り組むものとする。

（1） 監事と理事長との会合の定期的な実施

（2） 監事補助者の確保とその独立性の確保（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

（3） 監事の役員会等重要な会議への出席の確保

（4） 監事が文書の閲覧・調査できる仕組みの整備

（5） 監事への重要な文書の回付

（6） 監事監査に関連する規程等の整備に対する監事の関与

（7） 監事が研究機構の財産状況を調査できる仕組みの整備

（8） 監事監査への協力（補助者への協力を含む）

（9） 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（10） 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

（11） 監事と内部監査担当部門との連携 94

（12） 監事と会計監査人との連携

(13) 監査報告の理事長及び主務大臣への報告

(14) 監査結果の業務への適切な反映と監査結果に対する改善状況の報告
(内部監査に関する事項)

第25条 研究機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第26条 研究機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第27条 研究機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第28条 研究機構は、職員（非常勤職員を含む）の人事管理方針を整備し、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション

(2) 長期在籍者の存在把握

2 研究機構は、職員（非常勤職員を含む）の懲戒に関する規程を整備し、懲戒の基準に関する事項を定めるものとする。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第29条 研究機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 雑則

(附帯業務)

第30条 研究機構は、第2章から第4章までに規定する業務を効率的かつ効果的に実施するために附帯して必要となる関連業務を実施する。

(細則)

第31条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めるものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債についてのこの業務方法書第9条の適用については、同条中「又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）」とあるのは「、新株予約権付社債、転換社債（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債（同項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債をいう。以下同じ。）」と、「株式等（新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」とあるのは「株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）、新株予約権付社債、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」とする。
- 3 研究所法改正法附則第17条の規定による改正前の通信・放送開発法第6条第1項の規定に基づき、通信・放送機構が行った債務保証、出資及び利子補給については、研究機構がこの業務方法書の規定に従い行ったものとみなし、適用する。

附 則（平成18年4月25日）

この業務方法書は、総務大臣及び財務大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月28日）

この業務方法書は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日）

この業務方法書は、総務大臣及び財務大臣の認可のあった日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成24年1月31日）

この業務方法書は、平成24年1月31日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月21日）

この業務方法書は、平成27年5月21日から施行し、同年4月24日から適用する。

附 則（平成28年9月2日）

この業務方法書は、平成28年9月2日から施行し、同年5月31日から適用する。